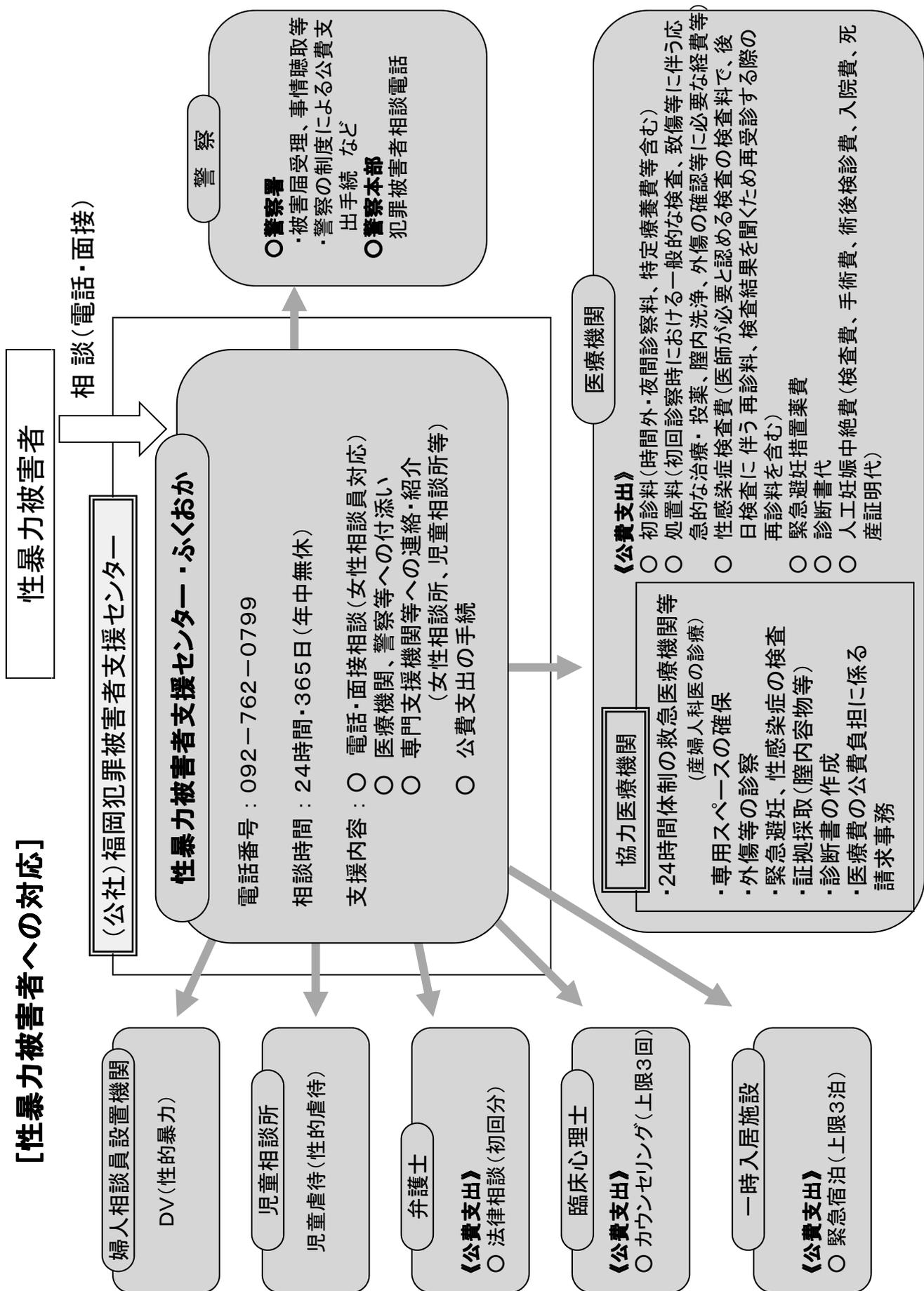


福岡県

〔性暴力被害者への対応〕



福岡県：新規相談員向け養成講座（性暴力被害者支援センター・ふくおか新任相談員・支援員向け養成講座）（被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」（以下、「センター」という。）では、年末年始を除く9時から24時までの時間において、性暴力被害者からの相談に応じている。

しかしながら、性犯罪は時間を問わず発生しており、夜間・深夜時間帯において、産婦人科医療の提供など、緊急性の高い相談に対して迅速に支援を行うためには、24時間相談対応が求められる。

この24時間相談対応には、新たな相談員の確保及び資質向上を図ることにより、支援体制を強化する必要がある。

2. モデル事業の内容

新任相談員・支援員向け養成講座の実施

○目的

センターの24時間相談体制の整備に向け、新たに従事する相談員・支援員を対象として、相談対応の資質向上を目的とした養成講座を全5回実施する。

○日時・場所

回	日 時	場所
第1回	平成27年 9月 12日（土） 13:00～16:20	A.R.K（アーク）ビル 2階会議室 （福岡県福岡市博多区 博多駅東2-17-5）
第2回	平成27年 9月 19日（土） 13:00～16:40	
第3回	平成27年 9月 26日（土） 13:00～16:50	
第4回	平成27年 10月 10日（土） 13:00～16:40	
第5回	平成27年 10月 17日（土） 13:00～17:00	

○内容・講師

回	内容
第1回	①福岡県における性暴力被害者支援事業について 福岡県新社会推進部生活安全課職員 ②公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターについて 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター センター長 世良 洋子氏 ③「性暴力被害者支援センター・ふくおか」について ・相談対応（勤務体制、相談マニュアル等） 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター支援部門事務局長 浦 尚子氏

第2回	<p>①警察の取組について1（性犯罪捜査、公費負担制度） 福岡県警察本部捜査第一課職員</p> <p>②警察の取組について2（被害者支援（ミズ・リリーフ・ライン等）） 福岡県警察本部被害者支援・相談課職員</p> <p>③性暴力被害者の心理とトラウマケア 臨床心理士 菊池 清美氏</p>
第3回	<p>①弁護士による被害者支援 弁護士 世良 洋子氏</p> <p>②司法手続きにおける被害者支援 福岡高等検察庁総務部企画調査課 検察事務官 米倉 俊喜氏</p> <p>③産婦人科における性暴力被害者の診療 産婦人科医 長野 英嗣氏</p>
第4回	<p>①子どもの性被害 ―特徴と対応― ― 初期対応 ― 福岡市こども総合相談センター 所長 藤林 武史氏（精神科医） こども緊急支援係長 鶴田 智子氏</p> <p>②福岡県における DV 被害者支援について 福岡県新社会推進部男女共同参画推進課職員</p>
第5回	<p>①実際の支援に向けて（基礎編） 電話・面接相談の実際 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター 事務局長（支援部門） 浦 尚子氏</p> <p>②電話・面談ロールプレイ ケーススタディ 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター 相談担当責任者 小田部 玲子氏 直接支援担当責任者 河野 節子氏</p> <p>③被害者支援における精神科医の役割 久留米大学医学部神経精神医学講座心理カウンセリングセンター長 精神科医 大江 美佐里氏</p>

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

センターの相談員・支援員として、性暴力被害者支援に係る専門的な知識を習得するとともに、福岡県が運用する公費支出制度などの内容を熟知することにより、被害者にいつでも安心して相談してもらえる体制を構築する。

4. 実施結果及び成果

○実施内容

平成 27 年 9 月から 10 月の間、新任の相談員・支援員を対象として、計 5 回の養成講座を実施した。講座参加者の意見等については、以下のとおりである。

○アンケート集計結果

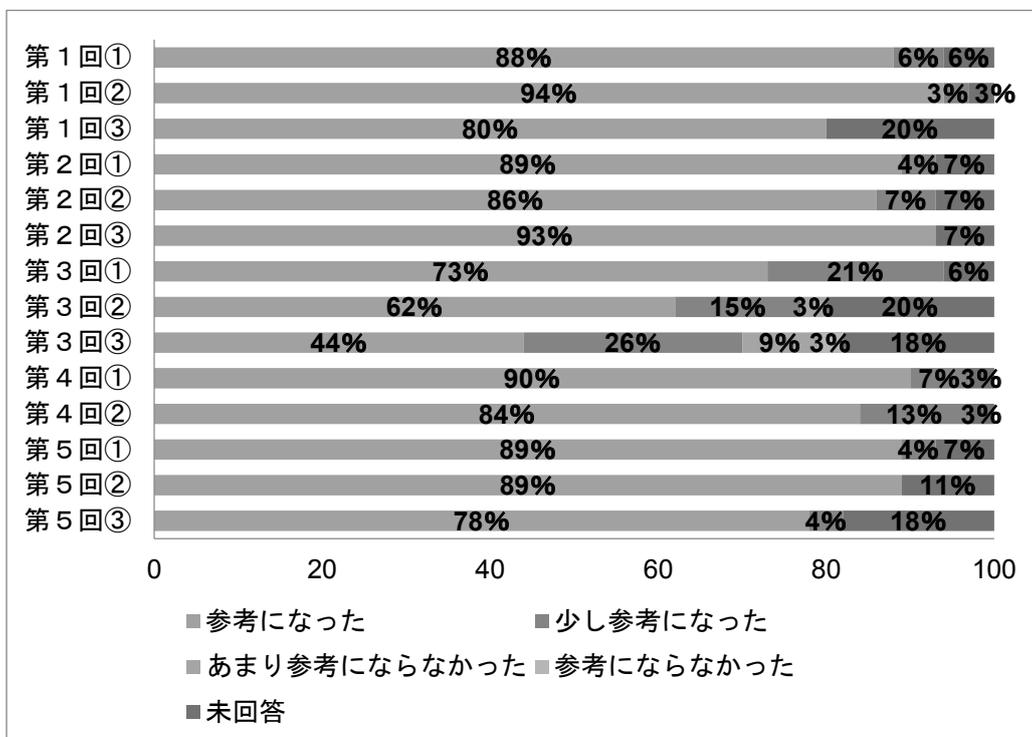
・参加者数及びアンケート回収率（人数）

回	参加者数	アンケート回収率
第 1 回	39 人	90% (35 人)
第 2 回	33 人	85% (28 人)
第 3 回	34 人	100% (34 人)
第 4 回	34 人	91% (31 人)
第 5 回	29 人	97% (28 人)

・内容について

講座内容について、以下グラフのとおり、「参考になった」、「少し参考になった」が、どの講義においても、全体の約 70%を超えており、参加者の満足度が得られた結果となっている。

(講座内容について)



参加者の意見

第1回①

- ・ 設立の経緯がわかり、他機関等の連携が重要だと感じた。
- ・ 県の被害者支援に関する取組みが体系的に理解できた。

第1回②

- ・ センターの沿革と設置のいきさつを知ることにより、センターが存在する意義を感じる事ができた。
- ・ 被害者の心情について、支援者にはわからない気持ちがあるということを胸にとどめつつ、「私事」として寄り添っていくことが大切だと感じた。
- ・ 犯罪被害者支援の歴史とセンターの取組との関連をわかりやすく説明してもらい、法や施策との関係もわかりやすかった。
- ・ 犯罪被害者基本法が成立した背景や目的が理解できた。また、福岡犯罪被害者支援センターの役割も理解でき、相談員としての立ち位置がわかった。

第1回③

- ・ データやケース等の説明により、実際の業務や相談のイメージができ、不安が軽減した。
- ・ 具体的な相談業務の内容を聞いたが、実際（実践）の方法などを詳しく知りたいと思った。
- ・ どういうことが相談者にとって大事なことか講座の中で学んだ。
- ・ とても実務的でわかりやすかった。
- ・ 業務内容など具体的に考えることができ、参考になった。
- ・ グループ討議の後のシェアにおいて、相談員皆さんの熱意が感じられ、参考になる意見も多かった。

第2回①

- ・ 警察については知らないことばかりなので参考になった。
- ・ 届出後の警察の対応についてもっと聞きたい、より詳しく聞いて相談者が安心できるようにしたい。
- ・ DNA型（証拠品）の保存の重要性。
- ・ 「警察への届出をしたらどうなるのか」等の疑問に具体的な答え方とその背景（捜査や支援体制）を教えてもらった。
- ・ 性犯罪は「魂の殺人」と言われたことにすごく重みを感じた。
- ・ 警察の取組についてのプリントは総括として参考になった。
- ・ 警察による支援と捜査内容、鑑識活動の重要性等を学ぶことができた。
- ・ 警察でできることが具体的にわかりやすく伝わった。

第2回②

- ・ 性暴力被害者支援センター・ふくおかと警察との関係、連携の様子がよくわかった。

- ・ ミズ・リリーフ・ラインの守秘義務の徹底と心理の専門職の臨床心理士の常駐など聞いて良かった。
- ・ 性暴力被害者支援センターと警察との連携が頻繁にあること。
- ・ 実際の事例になると、警察本部被害者支援・相談課に連絡して良いと聞いて安心した。
- ・ ミズ・リリーフ・ラインのことが理解できた。
- ・ ミズ・リリーフ・ライン等の連携、それによる情報提供等が参考になった。

第2回③

- ・ 被害者の自尊感情の傷つきはその後の人生にどう影響するのか、もっと知りたいと思う。
- ・ 幸せになってはいけないという思い込みがあることはびっくりした。そういう心境にも対応したい。
- ・ 性犯罪を含め犯罪被害者への相談経験がないため、基本的なこと、例えばフラッシュバックがどう被害者に現れるのか、またどうすれば楽になれるのか、大変参考になり、学ばせてもらった。
- ・ 「支援ひとつで回復していけるんです」の言葉に勇気づけられた。
- ・ 性被害の中でも近親姦はとてつらいものであることをわかりやすく教えてもらったこと。
- ・ 聴く時のテクニックや被害者の心理的な動きなど勉強になった。

第3回①

- ・ 裁判がどのように行われているのか、被害者の告訴のやり方等知らないことばかりなので、とても勉強になった。
- ・ 相談員になってからも裁判手続きの研修が必要だと思う。
- ・ 刑事裁判までの流れ、刑事の重要性が理解できた。
- ・ 弁護士による被害者支援など、全体的に把握できるよう、また見直したいと思う。
- ・ 弁護士が被害者に対してどのように支援しているか、資料で確認できて良かった。
- ・ 被害者が何を希望しているのか、きちんと把握することが重要だということ（刑事裁判か民事裁判か）、それに対する適切な情報提供。

第3回②

- ・ 細かいところまでわかりやすく、刑事事件の流れを知ることができた。
- ・ 検察による被害者支援、被害者等通知制度等。
- ・ 被害者側に寄り添った体制づくりに安心した。
- ・ 検察庁の被害者支援員に相談できること（ホットライン）。
- ・ 「犯罪被害者の方々へ」のパンフレットは理解しやすかった。
- ・ 検察の業務を具体的に学べてよかった。
- ・ 短時間で要点をしぼり、どんな支援があるかがメニューとしてわかりよかった。

第3回③

- ・ 性被害で具体的にどのような身体状況になるのかなど、大切な内容だった。

- ・ セカンドレイプになりうる用語について参考になった。
- ・ 性感染症検査についての説明を詳しく聞いて良かった。
- ・ 医療費の公的支援は自治体格差があるとのことで、福岡の施策を整理しなければと感じた。
- ・ 産婦人科医会の対応（マニュアル等）が整備されていること。
- ・ 医学的な側面からの被害の影響等。

第4回①

- ・ あいまいでも性虐待の疑いがある場合、児童相談所に通告すること（成人の場合とは違うこと）。
- ・ 子どもからの聞き取りにおける留意点（子どもの心の動きなど）。
- ・ 児童相談所ができること、どういう流れで支援するのかを学ぶことができた。
- ・ 相談にあがってくるまでがなかなか難しいことがわかった。
- ・ もし相談を受けた場合、安心・安全面を考えながら、真摯に受けないといけないと感じた。
- ・ 児童への性暴力についての話がデリケートな問題で、本人からの直接の訴えは少ないと思われるが、そのことの対処方法の実例が参考になった。
- ・ なかなか話さない、あるいは話が行きつ戻りつつする子どもの話を粘り強く聴くということの重要性、難しさがよくわかった。

第4回②

- ・ 保護命令が出た時の種類とその他の支援措置は、よく覚えておくようにしようと思った。
- ・ 男女間だけでなく、同性同士、また男性からの相談も可能であること。
- ・ 現状のDV相談実情がよく理解できた。
- ・ 県の現状や支援の流れがよくわかった。
- ・ 命にかかわることなので、関係を密にしないといけないと感じた。
- ・ 支援者のジェンダー意識も問われることがよくわかった。
- ・ 「支配」のメカニズムの影響もよくわかった。
- ・ 福岡県の支援体制がわかり、民間シェルターの役割も勉強になった。

第5回①

- ・ 事例が具体的だったので、実際どう相談対応を進めればよいかイメージしやすかった。
- ・ コンパクトに必要なことをまとめてもらっているので参考になった。
- ・ 電話で聴くべきことやそのタイミング等が勉強になった。
- ・ センターで相談を受けた後の対応方法が具体的でわかりやすかった。
- ・ 支援の情報提供までの過程を学んだ。

第5回②

- ・ 教えてもらったポイントを押さえながら、対話することの難しさを感じた。

- ・ 大変難しい役割だと改めて引き締まる思いがした。
- ・ 実感を持つことができたのが一番だった。
- ・ ロールプレイは実際の相談を疑似体験でき、多くの気づきがあった。
- ・ ロールプレイをすることにより、具体性があり良かった。
- ・ 男性からの電話対応や他者から架かってきた場合の対応等を学んだ。

第5回③

- ・ 精神科医によるメンタルケアが具体的にどのような流れでなされるのか知ることができた。
- ・ 専門的な話で興味深く勉強になった。
- ・ 自殺企図者への対応も具体的に教えてもらい良かった。
- ・ PTSDについて詳しく話を聴けて相談者への対応に役立つと思った。
- ・ 支援者のケアについて大変参考になった。
- ・ 自分の状態をコントロールすることの大切さ。

○成果

養成講座受講者について、講座の修了により、一定のスキルを身に付け、平成27年12月1日からセンターにおいて、24時間相談業務に従事している。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

性暴力被害に関する相談は、その内容が深刻なものであり、いかにして被害者の負担を軽減できるかは、相談員の資質によるところが大きい。また、相談内容も多岐に渡り、ケースバイケースでの支援も求められる。

このため、より専門的なスキルを身に付けることが必要であり、今後も引き続き、ケース検討などの研修を実施していく必要がある。

福岡県：直接支援者向け養成講座（性暴力被害者支援センター・ふくおか直接支援員向け養成講座） （被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」（以下、「センター」という。）では、年末年始を除く9時から24時までの時間において、性暴力被害者からの相談に応じている。

しかしながら、性犯罪は時間を問わず発生しており、夜間・深夜時間帯において、産婦人科医療の提供など、緊急性の高い相談に対して迅速に支援を行うためには、24時間相談対応が求められる。

この24時間相談対応には、緊急支援等の直接支援を行うためのノウハウを習得する必要があるため、現在センターに従事する支援員の資質向上を図り、支援体制を強化する必要がある。

2. モデル事業の内容

直接支援員向け養成講座の実施

○ 目的

センターの24時間相談体制の整備に向け、センターの支援員を対象として、支援能力の向上を目的とした養成講座を全4回実施する。

○ 日時・場所

第1回 平成27年10月24日(土) 12:55～16:10

福岡県中小企業振興センター2階大ホールC(福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15)

第2回 平成27年10月30日(金) 15:00～17:00

福岡地方裁判所(福岡県福岡市中央区城内1-1)

第3回 平成27年11月7日(土) 13:00～16:40

福岡県中小企業振興センター2階大ホールC(福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15)

第4回 平成27年11月14日(土) 10:30～16:30

リファレンス博多駅東ビル3階会議室H(福岡県福岡市博多区博多駅東1-16-14)

○ 内容・講師

第1回

①性暴力被害の実態及びその対応について

久留米市男女平等推進センター 相談コーディネーター/社会福祉士 石本 宗子氏

②フェミニストカウンセリングについて～性暴力被害者の回復支援に必要なこと～

NPO法人博多ウィメンズカウンセリング 理事 榎木 京子氏

第2回

福岡地方裁判所実地研修 ～実際の裁判所付添支援に向けて～

福岡県弁護士会犯罪被害者等支援に関する委員会

委員長 藤井 大祐氏 委員 本間 綾氏 (協力)福岡地方裁判所

第3回

①「性暴力被害者支援センター・ふくおか」における直接支援について

公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター事務局長(支援部門)浦 尚子氏

②ケーススタディ ～実際の支援に向けて～

公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター

相談担当責任者 小田部 玲子氏

直接支援担当責任者 河野 節子氏

第4回 性暴力救援センター・大阪における被害者支援

性暴力救援センター・大阪 代表 加藤 治子氏(産婦人科医)

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

センターの相談員・支援員として、性暴力被害者支援に係る専門的な知識を習得するとともに、緊急時などにおいて、迅速に直接支援を行うことができるよう、被害者がいつでも安心して相談できる体制を構築する。

4. 実施結果及び成果

○ 実施内容

平成 27 年 10 月から 11 月の間、センターの支援員を対象として、計 4 回の養成講座を実施した。講座参加者の意見等については、以下のとおりである。

○ アンケート集計結果

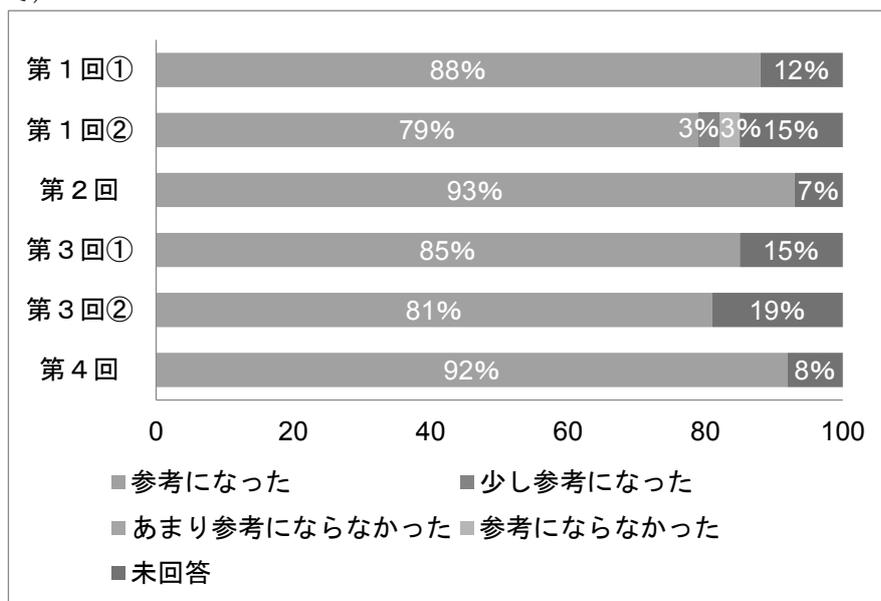
・参加者数及びアンケート回収率（人数）

回	参加者数	アンケート回収率
第 1 回	35 人	94%（33 人）
第 2 回	20 人	75%（15 人）
第 3 回	26 人	100%（26 人）
第 4 回	27 人	96%（26 人）

・内容について

講座内容について、以下グラフのとおり、「参考になった」、「少し参考になった」が、どの講義においても、全体の約 80%を超えており、参加者の満足度が得られた結果となっている。

（講座内容について）



○ 参加者の意見

第1回①

- ・ 性被害を受けた人の現状を知り、無意識な言葉で二次被害を与えないようにしたい。
- ・ 支援者として自覚することを再確認した。
- ・ 今までの自らの姿勢を振り返り、反省する点も多くあった。
- ・ 常にクライアント本位で、クライアントに対する敬意を持つこと、傲慢な相談員にならないようにと、自分を振り返った。良い話だった。
- ・ 相談業務に本当に必要なものとその意味を教えてもらえた。
- ・ 非常にパワフルで、自分流に責任を持って支援していることに敬意を感じた。
- ・ 暴力の本質は「支配と管理」、「相手を思い通りにしたいという欲求に根差して起こる」という概念。「支援と称して支配しない」、「情報共有と称して守秘義務違反をしない」
- ・ 性暴力の構造、啓発の必要性、直接支援の気を付けるポイントなど新しい情報をいろいろ教えてもらい、大変勉強になった。
- ・ 石本講師が実際の現場で感じている話を聴けたこと。

第1回②

- ・ フェミニストカウンセリングについて、言葉を聞いたことはあったが、どのようなものか知らなかった。FC の役割と理念を知ることができ、今後の業務において共通する部分があったと感じている。
- ・ 性暴力被害者支援にジェンダーの視点が大切なことがよく理解できた。
- ・ ワークで、自分の性に対する価値観がわかったような気がする。
- ・ フェミニストカウンセリングの考え方は、女性という同じ立場に立って考えるという視点を教えてもらい、この問題をより身近に感じることができた。
- ・ 支援時の心理教育についてはそのケースごとに違うので、「あなたは悪くない」の一言でも内容が変わっていくということ。

第2回

- ・ 模擬裁判を実施したことで、実際の裁判の流れが把握できた。裁判所の雰囲気や緊張感などがわかったことで、被害者が1人で参加する負担などをよりわかることができた。
- ・ 裁判という特殊な環境での緊張やストレスを感じたことで、被害を受けた方の問題解決がいかに難しく辛い取り組みであるかを理解できた気がする。
- ・ 模擬裁判に参加でき、貴重な体験をした。裁判所職員の丁寧な説明がとても良かった。また、裁判について、知らないことも多く、今後、原告の支援者になる時の参考になった。
- ・ 模擬裁判の経験が大変ためになった。有罪か無罪かの話し合い時に、色々な考え方があるんだと勉強になった。傍聴席で実際の裁判の付添として座ることもあり得るので、良い体験になった。

第3回①

- ・ 具体的な事例より実際の支援時の支援を考えてみる事ができた。
- ・ 直接支援について具体的な説明があったこと。支援員として、その場で自分の言葉により説明できるようにしなければいけないことがわかってきた。
- ・ 急性期心理社会支援ガイドラインの資料を有効に活用したい。
- ・ 実際の面接、直接支援のときに、注意を払うべきことについて細やかに説明していたので、支援に臨む際の不安が減った。
- ・ 事例を挙げてもらえることで、より具体的な支援につながると思う。また、心に寄り添った支援の大切さを改めて学んだ。

第3回②

- ・ どんな支援ができるか話し合っていくことは、とても大切なことだと思う。チームとして支援するメリットを活かして業務ができたと思う。
- ・ 具体的な支援方法は難しいことを改めて感じ、勉強していこうと思った。
- ・ 各種支援メニューの把握と理解が足りないことがわかり良かった。
- ・ 実際のケースについて、支援を検討してみることで、イメージしやすくなった。自分の知識不足を実感した。
- ・ 事例について共に検討し、考えを共有できて良かった。
- ・ 支援に関し多くの知識がないといけないと実感した。

第4回

- ・ 現場での事例を多く話してもらえて参考になった。被害者目線で対応していること。法的支援、課題解決に向けて常に発信し続けていること。
- ・ 産婦人科のドクターが主体になって関わってもらえているので、女性の身体のケアは考えられる限り、万全な体制で取り組まれ、証拠物の保管も病院だから可能なマイナス 80 度の冷凍保存の話等、こどもへの性暴力虐待の実態、警察・検察の対応等、DV 被害の子どもの妊娠中絶の話等、これから 24 時間対応になるにあたって、直面していくことなのだろうと思いながら聴いた。
- ・ 支援員のケア、支援員間の情報共有等、これから色々学んでいく必要があると感じた。
- ・ 言葉の使い方の大切さは、いつも考えて活動しているが、繰り返し研修を受けることで、間違った言葉遣いや支援にならないよう、配慮する力が増すと思う。また、医師である加藤先生からの具体的な話は、とても勉強になった。
- ・ これまでに学んできたことの復習もしながら、今までの講座でわからなかったことがこの講義で理解できた。具体的な支援の内容を学べて、これから役立てることができたらと思う。
- ・ 産婦人科医、医療機関としての意見やセンターの在り方が学べた。様々なエピソードを基に話されて、勉強になった。
- ・ 経験に基づき、具体的な事例や実態を詳しく聞けたことがよかった。これまで、ある程度この分野

の学習はしてきたつもりだったが、産婦人科医の目から見た話を聴くことが少なく、知らないことが多く、大変大きな気付きを得ることができた。支援員として適切な支援ができるよう精進したい。

- ・ 積み重ねて来られた活動内容から詳しく話してもらい、深刻かつ被害者の方々の傷の深さを改めて知りました。また、被害者が失うものはあまりにも大きく、また多く、しかし加害者は反省もなく、逃れようとし、それが認められてしまう場合もあり、理不尽さに憤りを感じた。
- ・ 病院拠点型のセンターの強みがわかった。
- ・ 加藤先生の医師として、相談者との関わりの中での事例を豊富に聴くことができた。

○ 成果

養成講座受講者について、講座の修了により、一定のスキルを身に付け、平成 27 年 12 月 1 日からセンターにおいて、24 時間相談業務に従事している。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

性暴力被害に関する相談は、その内容が深刻なものであり、いかにして被害者の負担を軽減できるかは、相談員の資質によるところが大きい。また、相談内容も多岐に渡り、ケースバイケースでの支援も求められる。

このため、より専門的なスキルを身に付けることが必要であり、今後も引き続き、ケース検討などの研修を実施していく必要がある。

福岡県：二次的被害防止のための研修（講師派遣）（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性暴力被害は、被害者の羞恥心などから誰にも被害を相談できないことや、相談後に被害者が二次的被害を受けるといったこともあり、相談を受けた者が、被害者の心情を配慮し、適切な対応を行うことが必要である。

2. モデル事業の内容

性暴力被害者等への二次的被害防止に向けた講師派遣の実施

○ 目的

福岡県内の性犯罪認知件数は、全国的にも高水準で推移しており、平成 26 年中の発生状況では、学職別で、全体の約 6 割が学校在籍者への被害となっている。

このため、学校において、生徒等から被害の相談を受ける教員（生徒指導主事、養護教諭等）が被害生徒等の心情を理解し、被害後における適切な対応を行うことができるよう、県内の小学校・中学校・高等学校の教員を対象として開催される研修会へ性暴力被害者支援に関する知見を有した弁護士を講師として派遣するものである。

○ 実施時期及び予定回数

平成 27 年 10 月 1 日（木）から平成 27 年 12 月 25 日（金）まで

期間内 6 回を予定

○ 派遣対象の研修会等

県内の小・中・高等学校の教員（生徒指導主事、養護教諭等）を対象とした研修会

○ 講師

福岡県弁護士会（犯罪被害者支援に関する委員会）に属する性暴力被害者支援に精通した弁護士

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

学校において、被害生徒等からの性暴力被害に関する相談に対し、相談を受けた教員等が、被害生徒の置かれた状況を正しく理解し、心情に配慮した適切な対応を行ってもらう。

4. 実施結果及び成果

○ 事業実施の通知

下表のとおり、福岡県内全域で開催される小・中・高等学校の教員生徒指導主事、養護教諭等）を対象とした研修会の実施主体に対し、事業実施の通知を行った。

通知先	研修対象者
各教育事務所（福岡・北九州・北筑後・南筑後・筑豊・京築）	公立小・中学校の教員
福岡県立学校等生徒指導主事研究協議会	県立高等学校の生徒指導教諭
①公立小・中学校養護教諭等研究会 ②県立高等学校養護教諭等研究会	①公立小・中学校の養護教諭 ②県立高等学校の養護教諭
福岡県私学協会	私立学校の教諭

○ 講師派遣

派遣希望のあった福岡県立学校等生徒指導主事研究協議会に以下のとおり講師を派遣した。

・日時

平成 27 年 11 月 27 日（金） 15 時 20 分～16 時 20 分

・派遣場所

福岡県青少年科学館（福岡県久留米市東櫛原町 1713）

・講師

福岡県弁護士会 犯罪被害者の支援に関する委員会

弁護士 小谷 百合香氏

・講演

演題：「性暴力 二次被害防止について」

内容：司法手続きが二次的被害の原因となり得る理由等、被害者支援の視点から、教員の方々が被害生徒等に接する際に、注意することや被害後における適切な対応について、講演を行っていただいた。

○ 成果

【派遣先協議会からの感想】

- ・ 犯罪の位置づけに始まり、性暴力並びに性暴力の二次被害について講演してもらった。
- ・ 福岡県内における性犯罪被害の特徴では16歳から23歳が全体の50%を占める現状や生活環境が変化する年次で被害が増加する傾向にあることなどを知ることができた。
- ・ 最も重要な犯罪被害にあった場合の被害者への対応（精神的ケアや司法手続き、医療機関との連携等）について学ぶ機会となった。

参加者一同、各学校において養護教諭他、女性の教諭と連携を図り、被害者支援の校内整備に努めることを確認した。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

本事業では、講師派遣の依頼があった協議会に所属する学校には、実施後の感想等からも成果が見込まれるが、今回の派遣では、県内の一部の地域、かつ高等学校の教員を対象としたものであり、県内全域の学校に対する啓発については、今後も継続して行う必要があると考えられる。

福岡県：二次的被害防止のための研修（研修会）（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性暴力被害は、被害者の羞恥心などから誰にも被害を相談できないことや、相談後に被害者が二次的被害を受けるといったこともあり、相談を受けた者が、被害者の心情を配慮し、適切な対応を行うことが必要である。

2. モデル事業の内容

性暴力被害者等への二次的被害防止に向けた研修会の実施
(平成27年度犯罪被害者等支援担当職員研修会として実施)

○ 目的

福岡県では、例年、県内の4地域において、犯罪被害者等と相談等で直接接する職員や犯罪被害者等施策に携わる職員を対象として、①被害者等の心情の理解、②被害者等支援に当たっての心構え、③被害者支援における行政の役割等を内容とする研修を実施している。

本年度、福岡及び北九州地区の2地域の研修会においては、犯罪被害の中でも、性犯罪・性暴力被害者への支援に特化した内容の研修を加え、福岡市及び北九州市と共催で実施することとする。

具体的には、犯罪被害者等支援に係る最低限の知識の習得と被害者等の心情を理解しない、心ない対応などによる二次的被害の防止を図る。

○ 日時・場所

地 域	日 時	場 所
福 岡	平成 27 年 11 月 2 日 (月) 10:30～12:30 性暴力被害 13:30～16:25 犯罪被害全般	天神ビル 11 階 9 号会議室 (福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12 番 1 号)
筑 豊	平成 27 年 11 月 5 日 (木) 13:30～16:30 犯罪被害全般	飯塚総合庁舎 大会議室 (福岡県飯塚市新立岩 8-1)
筑 後	平成 27 年 11 月 10 日 (火) 13:30～16:30 犯罪被害全般	久留米市役所 くるみホール (福岡県久留米市城南町 15 番 3)
北九州	平成 27 年 11 月 12 日 (木) 10:30～12:30 性暴力被害 13:30～16:25 犯罪被害全般	AIM 3 階 311・312 会議室 (福岡県北九州市小倉北区浅野 3 丁目 8-1)

○内容・講師

地 域	内 容・講 師
福 岡 北九州	(性暴力被害に関する研修) ①支援者による講演 ②事例検討 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター事務局長(支援部門)浦 尚子氏 (犯罪被害全般に関する研修) ①犯罪被害者等による講演 大庭 茂彌 氏 ②県における取組 福岡県新社会推進部生活安全課職員 ③県警における取組 福岡県警察本部被害者支援・相談課職員

	④グループワーク 各市町村の犯罪被害者支援担当職員 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター事務局長(支援部門)浦 尚子氏
筑 豊 筑 後	(犯罪被害全般に関する研修) ①犯罪被害者等による講演 松原 道明氏 ②県における取組 福岡県新社会推進部生活安全課職員 ③県警における取組 福岡県警察本部被害者支援・相談課職員 ④グループワーク 各市町村の犯罪被害者支援担当職員 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター 事務局長(管理部門)城戸 孝義氏 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター センター長 世良 洋子氏

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

福岡県や県内市町村などの窓口担当職員の犯罪被害者等支援にかかる認識不足、対応ノウハウ等の欠如から、既に心身的に傷ついている被害者等をさらに傷つけるような対応をしないよう、対応能力の向上と、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を中心とした支援活動が円滑に実施されるための協力体制の確立を図るとともに、行政における犯罪被害者等の相談窓口の設置を促進する。

4. 実施結果及び成果

○ 実施内容

平成27年11月、福岡県や県内市町村などの犯罪被害者相談対応窓口職員を対象として、県内4地域で、計4回の研修会を実施した。なお、性暴力被害に関する研修会は、福岡及び北九州地域の2地域で実施した。

講座参加者の意見等については、以下のとおりである。

○ アンケート集計結果

- ・参加者数及びアンケート回収率（人数）

(性暴力被害を含む研修)

地 域	参加者数	アンケート回収率
福 岡	38 人	89% (34 人)
北九州	17 人	94% (16 人)

(犯罪被害全般に係る研修)

地 域	参加者数	アンケート回収率
筑 豊	34 人	88% (30 人)
筑 後	40 人	95% (38 人)

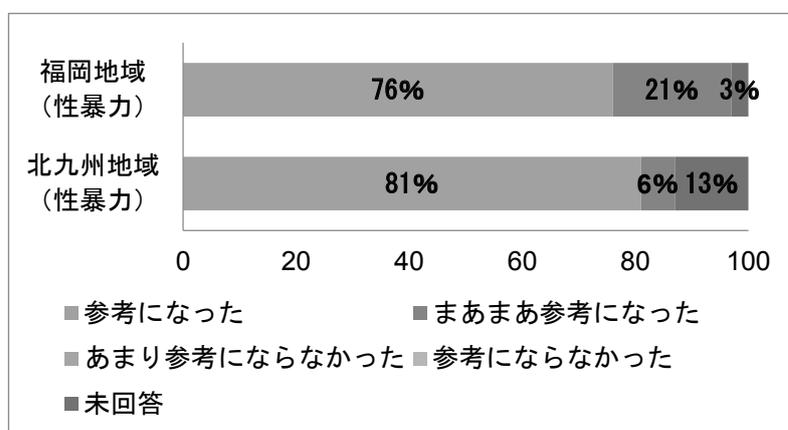
・内容について

講座内容について、性暴力被害に関する内容を行った研修会（福岡・北九州地域）では、以下グラフのとおりとなっている。

(講座内容)

・性暴力被害者の支援者による講演

「参考になった」、「まあまあ参考になった」が、全体の約 90%を超えており、参加者の満足度が得られた結果となっている。なお、参加者の意見はグラフ下のとおりである。



【参加者の意見】

福 岡

○ 以下「参考になった点」

- ・ 現状、今後の課題が少し見えた。
- ・ センターにおける取組・受付状況。
- ・ 被害者支援センターが実際にどのように支援しているのか具体的でよかった。
- ・ 被害者の苦悩は何十年も続くということ。
- ・ 各機関との連携など。
- ・ 電話内容が本人でなく、友人、知人、関係機関の増加ということ。
- ・ 面談を行う際、二次被害を与えないように気を付けるべきことが、わかりやすくまとめてあり参考になった。
- ・ 切れ目のない支援を配慮し、行動していきたいと感じた。
- ・ 支援内容（公費支出制度）を知ることが出来た。
- ・ 性暴力被害者の状況。

○ 以下、今後どういった講演を聞きたいかについて

- ・ 被害者が具体的に求める支援内容。

- ・ 関係機関の取組実績、事例。
- ・ やはり今回のような具体例をまじえた話が聞きたい。
- ・ 窓口一元化への取組状況。
- ・ 被害者への精神面の支援や、面接時の注意点を専門的に聞きたい。
- ・ 心理的フォローというが、いつまで、どのような支援をしているのか。
- ・ 相談者に対する対応時の方法（もっと具体的に）。
- ・ 犯罪被害者に対して、経済的にどのような支援や保証がなされるのか知りたい。そのための方策等。
- ・ 性犯罪だけでなく DV 被害についてももっと聞いてみたい。

北九州

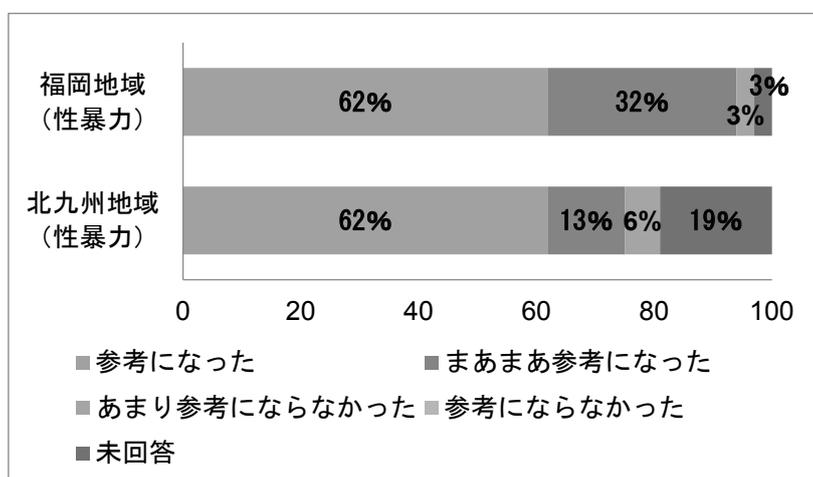
○ 以下「参考になった点」

- ・ 性暴力被害者に対する支援内容や相手への態度について参考になった。
- ・ 事例検討により具体的な支援材料を確認することが出来たし、支援方法など被害者の心理などを考慮し考える必要があることを学ぶことができた。
- ・ 相談員が大勢いる事がわかった。被害を訴えるということについて、思いも手続きも分かっている方が同行支援をしてくれるということは、心強い事だと思う。
- ・ センターの活動内容が知れてとてもよかった。
- ・ パワーポイントの資料が分かりやすく、紙で配布されたので職場に持ち帰り伝達したい。
- ・ 支援の内容や取組状況が分かってよかった。

○ 以下、今後どういった講演を聞きたいかについて

- ・ 刑事、民事の手続きと、被害者が行う手続きをもっと詳しく知りたい。
- ・ 具体的にどんな対応をしているか。相談を受ける時の心構えのポイント。
- ・ 性暴力被害に関する事例検討。
- ・

福岡地域では、「参考になった」、「まあまあ参考になった」が、全体の約 90%を超えている。また、北九州地域も全体の 75%となっており、参加者の満足度が得られた結果となっている。



【参加者の意見】

福岡

○ 以下「参考になった点」

- ・ 行政における支援策を知ることができた。
- ・ 各種支援策（内容、制度）。
- ・ 市町村による様々な支援策があることを知り参考になりました。
- ・ 他自治体の現状を知ることができた。
- ・ 各立場によって注目する視点が異なることが体験でき、他機関における意見交換、情報共有の大切さが再認識できた。
- ・ 性犯罪・性暴力被害特有の配慮等について知っておきたかった。
- ・ 1つの事例を深く考えることで、支援の内容が見えてきた。

北九州

○ 以下「参考になった点」

- ・ 色々な制度を知ることができた。
- ・ 講師の講評がよかった。支援の順番のことなど行政の対応は制度（支援策）としてはどこも同じと思う。どう接すべきかが重要と思った。
- ・ 具体的な支援方法が聞けて良かった。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

性暴力被害者へ二次的な被害を与えることがないように、引き続き、県内市町村の窓口担当職員に対する研修会を行っていくとともに、性暴力被害者が被害の相談を行えるよう、県内全市町村において、性暴力被害の相談対応を含む犯罪被害者等の相談窓口の設置を促進する必要がある。

福岡県：相談窓口の広報・啓発（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

福岡県では、平成25年度に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設し、被害直後からの被害者に対する総合的な支援を行ってきた。

開設以降、相談件数は増加傾向にあるものの、センターの認知度が県内全域に浸透しているとは言いがたく、より多くの方にセンターの存在を知ってもらい、相談につなげてもらうため、窓口の広報・周知が必要である。

2. モデル事業の内容

窓口の24時間相談対応に伴う広報

- チラシ・窓口案内カードの配布

平成 27 年 12 月 1 日から相談窓口の受付時間を 24 時間・365 日（年中無休）に延長したことに伴い、県内の関係機関等へ相談受付時間の変更を掲載したチラシ・窓口案内カードを配布する。

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

センターの相談受付時間の延長の周知を図ることにより、被害者がいつでも安心して相談できるよう、被害者支援をより一層推進していく。

4. 実施結果及び成果

○ 広報物の作成

センターの 24 時間相談対応に伴い、窓口の相談受付時間の延長に係る周知を図るため、チラシ・窓口案内カード等の広報物を作成した。

- ・チラシ…20,000 部（別途福岡県作成分 30,000 部有）
- ・窓口案内カード…50,000 部（別途福岡県作成分 50,000 部有）

（広報物）

・チラシ表



裏



・カード表



裏



○ 広報物の配布

窓口の相談時間延長に係る情報を掲載したチラシ（50,000 部）・窓口案内カード（100,000 部）を以下の機関（630 箇所）に配布した。

【配布先】

- ・ 福岡県関係機関 … 63 箇所
(庁内関係課、女性相談所、児童相談所等の関係出先機関)
- ・ 〃 警察関係 … 35 箇所
(県内各警察署)
- ・ 〃 市町村関係… 64 箇所
(県内各市町村犯罪被害者等施策担当部署等)
- ・ 〃 教育庁関係… 402 箇所
(県内大学・短期大学・専修学校・高等学校等)
- ・ 〃 その他機関… 66 箇所
(国関係機関、弁護士会、医師会、臨床心理士会、女性センター等)

5. モデル事業実施後の課題（現状）

センターの 24 時間相談対応に伴い、本事業による広報活動を含め報道発表等により、相談件数は増加したものと推測される。しかしながら、この増加が一時的なものではなく、県内全域に窓口を知ってもらうためには、今後も、各種の広報媒体を活用し、周知を図っていく必要がある。

